岸和田市協働のまちづくり推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民自治都市の実現に向けて、協働を推進するに当たり、市民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に公共を担い、新しい公共の実現に向けた取組みを効率的かつ効果的に行っていくことを目的に、岸和田市協働のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 本市における協働のあり方の検討に関すること。
 - (2) 市民と行政の新たな関係の創造に関すること。
 - (3) 協働を推進するための施策の検討に関すること。
 - (4) その他協働の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、15名程度の委員で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) NPO法人の代表者
- (5) 市民
- (6) その他市長が必要と認める者
- 3 前項第5号に規定する市民については、公募により選任する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。
- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(関連部課等の協力)

第7条 委員会が調査及び検討を行うに当たり、関係する部課等は、委員会の設置目的の達成の ために積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整部企画課がこれに当たる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。